

公共施設（庁舎等）への省エネ設備の導入を通して地方公共団体の率先的取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく庁内のカーボン・マネジメント体制を強化する。
- ② 公共施設（庁舎等）に省エネ設備を導入し、PDCA体制を通じて公共施設からの温室効果ガス排出を削減する。
- ③ 本事業を通じ、地域循環共生圏づくりの核となる地方公共団体が地域の脱炭素化を推進するための基盤を強化する。

2. 事業内容

○事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

支援の対象とする事業は、より優良な事例を創出して水平展開に資するため、CO2削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

※ 本事業の成果は、域内外の公共施設や民間施設への水平展開や、CO2排出削減に向けた率先的取組を組織を挙げて実施するよう促す際に活用し、国の2030年度削減目標（2013年度比26.0%減（地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減））に貢献する。

※ 令和2年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2、2 / 3）
- 補助対象 地方公共団体等、民間事業者（地方公共団体等と共同申請する者に限る）
- 実施期間 平成28年度～令和2年度

4. 事業イメージ

事務事業編の強化・拡充

- ・ 首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・ 省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等



導入

公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入